定　　款

ダイナミックマッププラットフォーム株式会社

定 款

第1章 総則

（商 号）

第1条 当会社は、ダイナミックマッププラットフォーム株式会社と称し、英文名は Dynamic Map Platform Co., Ltd.と表示する。

（目的）

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 高精度 3 次元地図データの研究・開発・実証
(2) 高精度 3 次元地図データの提供
(3) 各種位置情報データ、制御データ等の企画、作成、販売、保守及びコンサルティング
(4) 各種広告取扱業
(5) 情報処理に関するソフトウェアの開発、販売及び保守
(6) 情報処理関連機器、通信機器の開発、販売及び保守
(7) データベース及びソフトウェア等の作成、販売及びコンピュータ処理業務の受託
(8) インターネットなどの通信回線を利用した各種情報の収集、処理、提供サービス及び販売に関する業務
(9) 自動運転車両及び計測車両等の賃貸
(10) 前各号に付帯する一切の事業

（本店の所在地）

第3条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

（機関）

第4条 当会社は、株主総会、取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置くものとする。

（公告方法）

第5条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日刊工業新聞に掲載して行う。

第2章 株式

（発行可能株式総数）

第6条 当会社の発行可能株式総数は、50,000,000 株とする。

（単元株式数）

第7条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第8条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第 166 条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（自己の株式の取得）

第9条　当会社は、会社法第 165 条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（株主名簿管理人）

第10条　当会社は、株主名簿管理人を置くことができる。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章　株主総会

（招集）

第12条　当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

2. 当会社の株主総会は、当会社の本店所在地若しくはその隣接地において開催する。

（定時総会の基準日）

第13条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

（招集権者及び議長）

第14条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第16条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条　株主は当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2. 前項の場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章　取締役及び取締役会

（員数）

第18条　当会社の取締役は 3 名以上とする。

（選任方法）

第19条　取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第20条　取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第21条　取締役会はその決議により、代表取締役を 1 名以上選定する。

2. 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第22条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第23条　取締役会の招集通知は、会日の3営業日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議）

第24条　取締役会の決議は、議決権に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

2. 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規則）

第25条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（報酬等）

第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

（取締役の責任免除）

第27条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった

者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章　監査役及び監査役会

（員数）

第28条　当会社の監査役は3名以上とする。

（選任方法）

第29条　監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第30条　監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査役の補欠者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第31条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第32条　監査役会の招集通知は、会日の3営業日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議）

第33条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

（報酬等）

第34条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第35条　当会社は、会社法第 426 条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（監査役会規則）

第36条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第6章　会計監査人

（選任方法）

第37条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（任期）

第38条　会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬）

第39条　会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得て決定する。

第7章　計算

（事業年度）

第40条　当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第41条　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月 31 日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月 30 日とする。

3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未支払いの配当金には利息をつけない。